

第11章 保険会社等の監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針

I 「保険会社向けの総合的な監督指針」策定までの経緯

平成17年7月8日に銀行等による保険募集について、保険商品の範囲の拡大をするにあたり、弊害防止措置の強化等への対応から、事務ガイドライン（「金融監督にあたっての留意事項について（第二分冊：保険会社関係）」）の改正を公表した。

事務ガイドラインは、監督に関する事務について、財務局及び金融庁担当課室向けに、行政の統一的な運営を図ることを目的に策定されたものであったが、新たに同年8月12日に保険監督の目的などの基本的考え方、保険会社の財務の健全性及び業務の適切性等を確保していく為の監督上の評価項目、保険商品審査上の留意点等について、従来の事務ガイドラインをベースに、体系的に整理した「保険会社向けの総合的な監督指針」を策定、公表した。

II 「保険会社向けの総合的な監督指針」の適用

保険会社は、顧客利便の向上、顧客保護を図る観点から、自己責任原則に基づく適切な経営管理の下で、財務の健全性の確保、コンプライアンス等業務の適切性の確保が求められていることから、本監督指針に基づき、当局として適時適切に監督上の措置を講じてきたところ。

III 平成18事務年度における改正等

保険会社向けの総合的な監督指針については、監督上の必要性に応じ、適宜・適切な改正、公表を行ってきている。

改正（公表）日	改正（公表）内容
19年2月22日	（1）契約の申込みを行おうとする保険商品が、顧客のニーズに合致した内容であることを確認する機会を確保するための体制整備の明確化、（2）保険持株会社の子会社等にかかる業務範囲の明確化、（3）保険商品審査上の留意点等に関する所要の手当てにかかる改正を公表。
19年4月11日	消費者が保険商品を選択する際に、比較情報を提供するに際しての留意点等の明確化にかかる改正（案）を公表（パブリックコメント）。

19年5月9日	証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号）の施行にかかる改正（案）を公表（パブリックコメント）。
---------	---

第2節 保険会社の概況

I 平成18年度決算状況

1. 生命保険会社（資料11-2-1参照）

（1）損益の状況

死亡保障から生存保障へ契約者のニーズがシフトしている中、死亡保障にかかる保有契約高は減少傾向が続いている。

一方、資産運用の改善による利息及び配当金等収入の増加等により、当期純利益は1兆1,677億円（前年比+26.2%）となった。

生命保険会社の本業による基礎的な収益を示す基礎利益は、いわゆる逆ざや（5,092億円）を補った上で、なお全社計で2兆8,931億円の黒字が確保されている。

また、有価証券の含み益は、株価の上昇により増加し、全体で18兆2,855億円（前年比+14.6%）となっている。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、内部留保の積増しや有価証券の含み益の増加により、全体として前年を上回る水準にあるとともに、いずれの会社においても監督上の基準値である200%を上回っている。

2. 損害保険会社（資料11-2-2参照）

（1）損益の状況

正味収入保険料は、主力の自動車保険や海上保険等で増収となったこと等から、7兆7,735億円（前年比+0.9%）となった。

一方、正味支払保険金は、台風13号等の自然災害により火災保険等の支払いが増大したこと等もあり、4兆4,352億円（前年比+2.9%）となった。収入保険料の増加を上回る支払保険金等の増加があったため、保険引受利益は損失に転じた（+144億円→▲1,183億円）。

こうした中、資産運用粗利益は、利息及び配当金収入が増加したこと等から増益となったが、保険引受損失額をカバーできず、経常利益は4,042億円（前年比▲15.7%）、当期純利益は2,274億円（前年比▲23.4%）と減少した。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、株価上昇による有価証券の含み益の増加等によりマージン総額が増加した一方、保険引受の増加等によりリスク総額も増加したことから、全体としては、前年と同水準となっており、監督上の基準値である200%を上回っている。

Ⅱ 再編等の状況（資料11-2-3～7参照）

1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の強化等を図るため、ここ数年、多くの生・損保会社において業務提携・統合・合併等の構想が発表され、保険業界の再編の動きが現出してきている。

なお、19年6月末現在における会社数は、生命保険会社35社、外国生命保険会社等4社、損害保険会社26社、外国損害保険会社等22社、保険持株会社4社である。

2. 主要会社の合併等

以下のような合併等が発表されている。

- (1) エイアイジー・スター生命保険（株）、AIGエジソン生命保険（株）
～合併することを発表（新会社名：AIG生命保険（株）（予定））。
- (2) 富国生命保険（相）、共栄火災しんらい生命保険（株）
～富国生命保険（相）が共栄火災しんらい生命保険（株）を子会社とすることを発表。

3. 新規参入について

18年7月以降、以下の保険会社に免許を付与した。

免許保険会社名	免許日	免許の種類
ファイナンシャル・セキュリティ・アシュアランス・インク	18年11月29日	外国損害保険業
クレディ・アグリコル生命保険株式会社	19年6月8日	生命保険業

4. 保険会社等の撤退について

18年7月以降、以下の保険会社が撤退している。

免許保険会社名	廃止日	免許の種類
マラヤン・インシュアランス・カンパニー・インコーポレーテッド	18年9月29日	外国損害保険業

第3節 保険会社に対する行政処分について

保険会社に対する行政処分については、法令違反行為等が認められた場合には、保険契約者等の保護の観点から法令に則り厳正に対処してきているところである。

平成18年7月以降については、国内の保険会社12社（うち生命保険会社1社、損害保険会社11社）に対し行政処分を行った。

生命保険会社に対する行政処分については、保険契約を解除期限経過後に不正に解除した事案や、遅延利息が過少払いとなっている事案が確認され、保険金等支払管理態勢及び経営管理態勢等に欠陥があることが認められた1社に対して業務改善命令を発出した。

損害保険会社に対する行政処分については、当庁への決算報告について、経営陣が内容の誤りを認識していながら、不適切な内容の報告書を提出するなど法令等遵守態勢及び経営管理態勢等の不備が認められた1社に対して業務改善命令を発出した。また、第三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払いが判明した保険会社のうち、保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備が認められた10社に対して業務改善命令を発出し、うち6社に対しては併せて業務の一部停止命令を発出した。

第4節 保険金等の不適切な不払い問題等への対応について

平成17年以降、保険金等の不払い等といった利用者保護に欠ける問題が生命保険会社、損害保険会社の双方で明らかになっている。

生命保険会社においては、17年7月に、全社に対し保険金等の不払事案について保険業法に基づく報告を求め、不適切な不払いが多数認められた1社に対し、同年10月、業務改善命令及び一部業務停止命令を発出した。また、不払事案が認められたその他31社についても、報告等を求めた。

更に、19年2月には保険金等の追加的な支払いを要するものについて全社に対し保険業法に基づく報告を求め、同年6月末現在、各社で調査を継続している。

損害保険会社においては、付随的な保険金の支払漏れが認められた26社に対して、17年11月に業務改善命令を発出したが、その後も検証が完了していないと認められたことから、18年11月に調査完了時期等につき保険業法に基づく報告を求めた。

また、第三分野商品に係る不適切な不払いについて、18年7月に全社に対して、保険業法に基づく報告を求めた。その結果、第三分野商品に係る不適切な不払いが多数認められたことから、19年3月に10社に対して業務改善命令を、更にそのうち6社に対して一部業務停止命令を発出した。

18年12月、適正な募集態勢を確認する観点から、火災保険の引き受けを行っている損害保険会社30社に対し、代理店の指導態勢や適正な保険料の算出等について、点検を要請した。

第5節 少額短期保険業者への対応について

I 少額短期保険業制度導入の背景・経緯（資料11-5-1参照）

改正前（平成18年4月以前）の保険業法の規制対象は、不特定の者を相手として保険の引受けを行うものと定義されていた。このため、特定の者（例：会員向け等）を相手方として、何ら法律の根拠に基づくことなく保険の引受けを行ういわゆる「根拠法のない共済」が規制対象外であった。これらの団体の中には、不適切な販売方法をとるものや財務基盤の脆弱なものがある等の問題が指摘されていた。

このため、法改正により保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業も原則として保険業法の規制対象とした。また、保険会社と比べて扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いものを少額短期保険業として取扱う少額短期保険業制度を創設し、少額短期保険業者向けの監督指針の策定など所要の措置を経て18年4月1日から施行。

同制度においては、根拠法のない共済業者は特定保険業者として18年9月末までに届出を要し、20年3月末までの経過措置期間内に少額短期保険業者（登録制）又は保険会社（免許制）に移行するか、或いは廃業することとなる。

II 特定保険業者届出の状況

18年9月の届出期限までに、389業者が金融庁の事務を委任している各財務局に届出を行った。

III 少額短期保険業者の登録状況

19年6月末現在、以下の3業者が登録している。

商号又は名称	登録財務局	登録年月日
日本震災パートナーズ(株)	関東財務局	18年10月27日
ペット&ファミリー少額短期保険(株)	関東財務局	18年11月29日
エクセルエイド少額短期保険(株)	関東財務局	19年6月21日

IV 特定保険業者に対する監督対応の状況

1. 無届業者への対応や特定保険業者の円滑な移行に向けた対応

18年11月に財務局に対し以下の内容を指示した。

- ① 特定保険業者の届出を行っていない業者への警告・是正
- ② 特定保険業者の業務内容等の実態把握
- ③ 特定保険業者の少額短期保険業者等への移行に関する相談の受付

2. 特定保険業者に対する行政処分

保険契約者等の保護に欠ける不適切な運営等を行った特定保険業者1業者に対し、財務局長から業務の廃止等を命ずる行政処分を19年4月に行った。

第6節 保険等の販売・広告等における顧客説明等のあり方について

保険分野においては、販売勧誘に関する苦情が依然として多いこと、保険商品の多様化・複雑化により消費者に商品内容が理解しづらいものとなっていること等の指摘がなされていることを踏まえ、利用者保護及び利用者利便の向上の観点から、専門的・実務的に上記の指摘に対応するため、有識者・サービス利用者等をメンバーとする「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」を開催し（平成17年4月1日～18年6月15日まで、計28回の会合を開催）、保険等の販売・広告等における顧客説明のあり方に関する以下のような項目の検討を順次行ってきたところであり、それぞれの項目について論点整理をとりまとめ公表した。

- ① 保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方（中間論点整理を17年7月8日に公表）
- ② 適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方（中間論点整理を18年3月1日に公表）
- ③ ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方（最終報告を18年6月19日に公表）

本検討チームでなされた提言のうち、主なものは以下のとおりである。

- ① 特に説明すべき重要事項を「契約概要」、「注意喚起情報」として整理し、顧客に提供すること
- ② 消費者が保険商品を購入するにあたって留意すべき事項をわかりやすくまとめた「購入者手引」を作成すること
- ③ 購入しようとする保険商品が顧客のニーズに合致することを確認する書面として「意向確認書面」を作成し顧客に交付等を行うこと
- ④ ニーズに合致した商品選択に資する比較情報の提供を促す環境の整備

①については、18年2月28日に「契約概要」、「注意喚起情報」に記載すべき事項の枠組み及びそれらの記載方法、説明方法等について明確化を図るために「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正を行い、同年4月1日より実施した。（同年9月30日まで猶予期間）。

②については、生命保険文化センター及び日本損害保険協会において、「保険契約にあたっての手引」を作成し、18年1月23日に公表されている。

③については、契約の申込みを行おうとする保険商品が、顧客のニーズに合致した内容であることを確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入できるようにするため、「意向確認書面」の作成・交付等、求められる体制整備について「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正により明確化を図り、19年4月1日より実施した（同年9月30日まで猶予期間）。

④については、19年4月11日に、保険商品の内容について、その項目の一部をもって比較する場合や保険料に関する比較を行う場合の留意点について明確化を図るために、「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正案を公表した（パブリックコメント）。

第7節 財務基準等の見直しに向けた動き

I ソルベンシー・マージン比率の算出基準等の見直しについて（資料11-7-1～2参照）

ソルベンシー・マージン比率については、平成8年の保険業法改正時に導入され、これまで必要な見直しを行ってきたところであるが、保険会社の財務体質の強化やリスク管理の高度化を図る観点から、現下の金融市場実勢と乖離したものとなっていないか精査する必要性が生じている。

見直しにあたっては、近年のリスク管理手法の高度化、保険商品の多様化などによる保険会社の実務の変化を踏まえること、現在、IAIS（保険監督者国際機構）などの国際的枠組みにおいて議論されている保険負債の経済価値ベースでの評価をめぐる動向を見極めることといった専門的かつ技術的な検討が必要となることから、学識経験者等からなる「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」を開催し（18年11月20日～19年3月29日まで、計11回の会合を開催）、検討を重ねてきた。

検討チームにおいては、ソルベンシー・マージン比率の算出基準のみならず、ソルベンシー評価のあり方、保険会社のリスク管理の高度化、消費者等に対する周知のあり方なども含めて包括的、網羅的な検討を行い、その取りまとめ内容が19年4月3日に公表されたところである。

今後は、この取りまとめ内容を踏まえ、具体的な見直しの実施及び経済価値ベースのソルベンシー評価の実現に向けて取り組むこととしている。

II 標準生命表の改訂について

高齢世代を中心とする経験死亡率の改善状況等を踏まえ、標準責任準備金の計算基礎率の一つである予定死亡率を定めた標準生命表について改定を行うこととした。このため、保険業法第116条第2項の規定に基づく大蔵省告示第48号の一部改正を行った。なお、改定された標準生命表は、19年4月1日以降に締結する保険契約から適用することとなっている。

- (注) ① 標準生命表とは、将来の保険金支払に備えるための標準責任準備金の計算に用いる予定死亡率を定めたものであり、(社)日本アクチュアリー会が作成し、金融庁長官が検証したもの。
- ② 大蔵省告示第48号とは、標準責任準備金の計算基礎率の一つである予定死亡率について、契約締結時期に応じて如何なる標準生命表に掲げる予定死亡率を用いるかを定めたもの。